

## 不拡散における誘因の欠如 ——なぜ北朝鮮は非核化しなかったのか——

渡邊 武

### 〈要旨〉

核兵器国が非核国に対する核攻撃をしないと約束し、非核国が核保有する動機をなくす消極的安全保証（NSA）は、核不拡散条約（NPT）の暗黙の前提である。またNPTは経済的誘因も含んでいる。NSAと経済的な支援という誘因は北朝鮮問題にも適用されてきた。これらの手段が効果を挙げるためには、核開発が外敵への対処のためであるか、その動機が経済的利益で相殺可能でなければならない。非核化に逆行する北朝鮮の現状は、NPT以来の伝統的手段のこうした想定が同国の動機と一致せず、限界に直面していることを示すのではないだろうか。本稿は核拡散に関するスコット・セーガンの仮説を用いつつ、北朝鮮の動機がNSAで相殺可能な対外安全保障上の懸念というよりも、体制の対内的な生存にあったと分析する。そして体制生存が韓国との正統性競争に依存していると指摘しつつ、それが経済的誘因によって非核化しない原因になっていると論ずる。

### 問題の所在

核兵器国が非核国に対する核攻撃をしないと約束し、非核国が核保有する動機をなくす消極的安全保証（NSA: Negative Security Assurance）は、核不拡散条約（NPT: Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons）の条文にはないが、その前提にあるべきと考えられてきた。北朝鮮に対し米国が1994年の「合意された枠組み」および2010年の核体勢見直し（NPR: Nuclear Posture Review）で示した核開発放棄の代償もNSAである。

NPTは他方で、核兵器開発をしない加盟国が平和的核爆発による利益を享受できるとする非核化の経済的誘因も含んでいる（5条）。「合意された枠組み」における北朝鮮も、黒鉛減速炉の活動凍結と最終的解体の引き換えとして、軽水炉とその完成までの重油を提供されることになっていた。北朝鮮核開発をめぐる第4回六者会合共同声明も日米中露韓が北朝鮮にエネルギー協力をすると謳う。繰り返される制裁もまた、解

除に伴う経済的誘因を非核化の動機付けとしているといえよう。

これらの手段が効果を挙げるためには、核開発が外敵への対処のためであるか、その動機が経済的利益で相殺可能でなければならない。非核化に逆行する北朝鮮の現状は、NPT 以来の不拡散が大きく依存してきた誘因が同国の動機と一致せず、限界に直面していることを示すのではないだろうか。

セーガンが述べる通り、核武装の公的な目的は国家の対外的安全保障の強化にある(安全保障モデル、security model)。NSA が想定するのはこの動機である。しかし体制の対内的競争、つまり国家のあるべき姿を充足することによる正統性強化を目的に核武装に走ることもあり得る(規範モデル、norm model)<sup>1</sup>。その際に NSA で外部の脅威を弱めても非核化につながらないだろう。これは、外部ではなく国内から体制生存を脅かす敵対者が現れ得るが故に必要な核兵器の非公式な役割である。

民族のあるべき姿を実現する上で、北朝鮮が代替体制たる韓国に優越している唯一の点は核によって体现される自立性である。同一の民族国家内で体制が本来一つであることを踏まえれば、優越性を喪失した側は存在理由も失う。それは内部に自由民主主義の代替体制への支持者が多数発生し崩壊した東欧社会主義と類似した事態となる。経済的誘因が非核化につながらない理由はここにある。経済を向上させても北朝鮮が、経済強国たる韓国を凌駕する見込みはない。

韓国の自由民主主義が浸透する脅威が高まるにつれて北朝鮮は、核開発を経済に優先させる姿勢を明確にしていた。核による米国との対決は実のところ、韓国との闘争である。北朝鮮が消滅しない限り、核危機を処理する過程は南北体制間の共存に向けた動きを含まざるを得まい。

## 1. 消極的安全保証は北朝鮮を非核化するか

米国オバマ政権が NPR 2010 で NSA に向けた意思をより明確にしたにもかかわらず、北朝鮮はむしろ核開発を推進した。北朝鮮が対外的な安全保障を理由として核武装を進めているのだとすれば、それは NSA の信頼性が不十分だからということになる。こうした安全保障モデルに基づく説明がどの程度成立するのか、以下で見ていきたい。

北朝鮮は NSA を十分に理解した上で核外交を展開している。現在の危機につなが

1 Scott Sagan, "Why Do States Build Nuclear Weapons? Three Models in Search of a Bomb" *International Security*, Vol. 21, No.3, (Winter 1996-1997) p. 55. セーガンは規範モデルを体制の対内競争を示す仮説とまでは述べていない。規範充足の合理的目標は対内競争だとこの本稿の論理は、本文で再度説明する。また 3 仮説のうち国内政治モデル(domestic politics model) を取り上げていない理由は結論部で述べる。

た核武装の宣言（2002年10月25日）で北朝鮮は米国のNSA違反が理由だと主張していた。宣言によれば、北朝鮮を核攻撃の対象としないという「合意された枠組み」における米国の約束をブッシュ（子）政権が破り、それは同時にNPTの「基本精神」たるNSAに反するものだった。この主張に基づけば、核攻撃の脅威がなくなれば北朝鮮も核開発を進める必要がないということになる。北朝鮮外務省の議論はその点でも一貫していた。宣言が問題解決に資する案として示したのは米朝不可侵条約の締結だったのである<sup>2</sup>。

ブッシュ政権時のNPR 2001がリークされた際、北朝鮮はこれを自らへの核使用の計画を示すものだと批判していた<sup>3</sup>。事実、NPR 2001報告（議会提出2001年12月31日）は核兵器を核に限定されない脅威、つまり「大規模な通常兵器の軍事力」や大量破壊兵器までの「幅広い脅威を抑止する」手段と規定し（7頁）、核兵器使用の対称となり得る切迫した事態として北朝鮮による対韓攻撃を例示していた（16～17頁）。NSAに対する疑義に答え2002年2月、米國務省代弁人はNSA方針を維持していることを再確認したが<sup>4</sup>、リークされた内容を否定したわけではない。NSAの信頼性低下が、同年10月の北朝鮮による核武装宣言の論理につながっていると見ることも可能かもしれない。

他方、オバマ政権のNPR2010はブッシュ政権時よりNSA明確化に前向きな印象を与えるものだった。NPR2010報告で米国はNSAを強化するためとして、NPTおよび各々の不拡散義務を順守する非核国に核攻撃ないし核による威嚇をしないと宣言した<sup>5</sup>。これは核兵器国と連携または同盟した（allied to a nuclear weapon state, or associated with a nuclear weapon state）非核国による米国や盟邦への攻撃という従来の例外要件<sup>6</sup>に言及しておらず、より厳格化したNSAに見える。

しかし核兵器の「唯一の目的」を核攻撃への抑止とする方針をNPR 2010は依然として採用せず<sup>7</sup>、通常兵器ないし生物化学兵器攻撃にも核による報復で応える狭い可能性を残すとしている<sup>8</sup>。これは北朝鮮の通常兵器による対韓攻撃への抑止に核が必要だからではないかと指摘されていた<sup>9</sup>。事実、NPRが発表された2010年、米韓連合軍司

2 「米朝間の不可侵条約締結が核問題解決の合理的で現実的な方式：朝鮮外務省代弁人」『朝鮮中央通信』（朝鮮語版、以下同様）2002年10月25日。

3 ソン・ムギョン「戦争放火者どもが向かう道は死のみだ」『労働新聞』（朝鮮語版、以下同様）2002年3月27日。

4 Philipp Bleek, "Bush administration reaffirms negative security assurances," *Arms Control Today*, Vol. 32, No.2, March 2002.

5 US Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report*, (April 2010) p.15.

6 "Clinton Issues Pledge to NPT Non-Nuclear Weapon States," April 6, 1995, <http://fas.org/nuke/control/npt/docs/940405-nsa.htm>.

7 US Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report*, (April 2010) viii and p.17.

8 *Ibid.*, p.16.

9 Daryl G. Kimball and Greg Thielmann, "Obama's NPR: Transitional, Not Transformational," *Arms Control Today*, Vol. 40, No.4 (May 2010), pp. 20-21.

令官よりパネッタ中央情報局 (CIA: Central Intelligence Agency) 長官に対し、北朝鮮による軍事境界線侵犯に核を含む手段で対応するとのブリーフィングがあったという<sup>10</sup>。翌年、国防長官になったパネッタによる韓国への防衛約束の確認でも核使用の可能性が示された<sup>11</sup>。後にこれらが明らかになると朝鮮中央通信は、北朝鮮の米国に対する核抑止力確保が正しいと立証されたと論評した<sup>12</sup>。

論理上はオバマ政権が「唯一の目的」方針を採用しなかったことは、非核国への NSA よりも核兵器国への先行不使用 (NFU: no-first-use) の問題と重なる部分が多い。NPR 2010 が述べる通常兵器等による攻撃への核報復の可能性は、核保有国および NPT 等の非核化義務に従わない国家に対するものだからである<sup>13</sup>。つまり非核化すれば北朝鮮は米国の核攻撃の脅威から逃れられることになる。

それでも北朝鮮には「唯一の目的」不採用が自らへの NSA 不適用につながると疑う余地が残る。北朝鮮による核武装が現実味を帯びるはるか以前から米国は、同国の通常兵器攻撃を核兵器で抑止する必要があると考えてきた可能性が高い。冷戦期の 1977 年、米国は朝鮮半島からの戦術核撤収を望んだが、それは対北抑止で核兵器が無用だと考えたからではない。撤収の是非を検討するなかで CIA は、撤収しても北朝鮮は米国の核再搬入ないし核使用の可能性を排除できないはずで、抑止が担保されるとしていた<sup>14</sup>。つまり核兵器保有にはほど遠かった当時の北朝鮮への抑止でも米国は核使用の選択肢を残していた。

翌 1978 年に米国は、韓国など拡大核抑止の信頼性を憂慮し得る盟邦から同意をとった上で<sup>15</sup>、核兵器国と同盟または連携した非核国家による攻撃を例外とする NSA を採用した。一見すると北朝鮮は中国など核兵器国と共に対南攻撃をしないかぎり、米国から核で報復されないという意味に捉えられる。

ただし既に中国は米韓同盟の対処目標から外れていた<sup>16</sup>。米韓が北朝鮮の南侵は単独の可能性が高いと捉えていたのなら、中朝連合軍への核報復はほとんど考慮されないシナリオだっただろう。それでも米国の NSA 採用で拡大核抑止が失われないと韓国が同意したのだとすれば、これは中ソが直接参加しない北朝鮮の攻撃にも核で対応す

10 Leon Panetta, *Worthy Fights* (New York: Penguin Press, 2014), P.274

11 Ibid., P.395.

12 「深刻な対朝鮮核脅威の証拠」『朝鮮中央通信』2014 年 10 月 20 日。

13 US Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report*, (April 2010) p.16.

14 US Central Intelligence Agency, "The Implications of Withdrawing Nuclear Weapons from Korea," Memorandum, August 11, 1977, P.2, [http://nautilus.org/wp-content/uploads/2011/09/CIA\\_Withdrawing\\_ROK\\_NWs.pdf](http://nautilus.org/wp-content/uploads/2011/09/CIA_Withdrawing_ROK_NWs.pdf).

15 "Memorandum from the President's Assistant for National Security Affairs (Brzezinski) to President Carter," May 16, 1978, *Foreign Relations of the United States, 1977-1980*, (Washington D.C.: US Government Publishing Office, 2015) Vol.26, p.1212.

16 渡邊武「二極化に伴う非対称同盟の機能更新：大国政治における米韓同盟の役割」『法学研究』83 巻第 12 号 (慶應義塾大学、2010 年) 539 ~ 534 頁。

ることを妨げない NSA だったのだろう。

事実、米国の NSA 適用除外、つまり核兵器使用が可能になる要件とされている核兵器国との同盟や連携の定義は、攻撃時の核兵器国による協力がなくても、相互防衛の約束があれば足りるものだった<sup>17</sup>。たとえ北朝鮮が当時、NPT に加入し米国の NSA 宣言のいう非核国 (any non-nuclear weapon state party to the NPT or any comparable internationally binding commitment not to acquire nuclear explosive devices) に該当するようになっていたとしても、中ソとの相互援助条約を破棄しない限り核抑止の対象から外れる可能性はなかった<sup>18</sup>。

オバマ政権の NSA が核兵器国との相互防衛という除外要件をなくしたのは、北朝鮮がいまや核兵器を取得したと見られ、これを理由に引き続き同国を核抑止の対象にできるからかもしれない。以上を踏まえると北朝鮮には、米国による核攻撃の可能性があると考えられる理由があったように見える。

しかし北朝鮮が NSA を求めているのかという点については、オバマ政権の掲げた「核なき世界」への対応から強い疑問が生じる。NPR に先立つ 2009 年 4 月、オバマ大統領は「核なき世界」実現に向けて核兵器の役割縮小などの具体的ステップを踏むと演説した<sup>19</sup>。これに対し北朝鮮も同年のうちに、国連総会第 1 委員会にて核全廃を全面的に支持すると表明した。「世界最大の核保有諸国が核軍縮において先頭に立てば、各地域で新たに登場した核保有国にも肯定的な影響を与える」のだという<sup>20</sup>。

つまり米国をはじめとする世界の核保有国が核を放棄しない限り、北朝鮮の核保有が正当化され続けることになる。オバマ政権の NPR 発表に備え北朝鮮は、たとえ NSA 厳格化や「唯一の目的」方針の採用があっても非核化を回避すべく、主に NSA 欠如を理由に核兵器取得を正統化していた 2002 年当時と異なる論理を構成していた。4 年後、後述する「併進」路線決定からほどなく開かれた最高人民会議で北朝鮮は、この立場を法制化することになる<sup>21</sup>。

また核開発をひけらかす北朝鮮の行動は、米国から攻撃を受ける懸念に基づくものとしては疑問がある。核を未完成の状態ですらけ出せば、将来の脅威を除去しようとする合理的行動たる予防攻撃の動機を敵対国に与える<sup>22</sup>。核兵器をもってのみ米国を抑

17 George Bunn, "The Legal Status of U.S. Negative Security Assurance to Non-Nuclear Weapon States," *The Nonproliferation Review*, Vol.4, No.3 (1997), p.6.

18 朝鮮半島に配備された米国の戦術核が北朝鮮だけを抑止対象としていたとの指摘として次の研究。小川伸一「核」軍備管理・軍縮のゆくえ (芦書房、1996 年) 214～215 頁。

19 White House Office of Press Secretary, "Remarks By President Barack Obama," April 5, 2009.

20 「国連総会朝鮮代表、核兵器の完全撤廃を主張」『朝鮮中央通信』2009 年 10 月 18 日。

21 「自衛的核保有国の地位をいっそう強固にすることに対する法、採択」『朝鮮中央通信』2013 年 4 月 1 日。

22 Scott Sagan and Kenneth Waltz, *The Spread of Nuclear Weapons: A Debate Renewed*, (New York: WW Norton & Company), pp.59-63.

止できるのなら、当該兵器の実験段階に過ぎない北朝鮮は、それを完成前に破壊しようとする米軍の予防攻撃を止められない。攻撃を受ける懸念ではなく、それを抑止する非核の軍事能力が充分にあるからこそ北朝鮮は核開発で相手を脅す行動をとることができるのであろう<sup>23</sup>。

北朝鮮が最初の核外交に乗り出したのは、非武装地帯近くでソウルを射程に入れる多連装ロケットや長射程砲を多数配備した後の 1993 年である。その結果、米韓軍は北による再報復で甚大な被害を予見するようになり、軍事行動を回避する強い動機を持つに至った<sup>24</sup>。

北朝鮮が対外安全保障において核武装するしかなかったとは必ずしも言えまい。米国と核で対決する抑止態勢を北朝鮮が築きつつあるのは事実だろうが、それは外因というよりも内因に基づく選択ではないだろうか。米国が NSA の信頼性を強化し、核の目的を核攻撃への抑止に限定しても、それによる米国の盟邦の不安に見合うだけの非核化に向けた姿勢を北朝鮮から引き出せるとは考えにくい。そこで対外的な安全保障ではなく、対内的な体制の安全を要因と見なす規範モデルの検証が必要となる。

## 2. 体制間競争の継続：規範充足の核兵器

規範充足、つまり外敵への抑止ではない核武装が合理的である理由は、支配領域内で体制への敵対者の発生を防止する点にある。偉大だと人々が考える国家の姿を現出することは、対内競争力としての正統性に資するからである。この仮説が適合するためには、核開発を推進する体制が内部の敵対者による脅威に直面していることが前提となろう。北朝鮮が直面した内部の敵は、韓国である。

南北朝鮮は国家の単位として想定される領域を共有している以上、域内の人々が敵対者たる相手方を正統な支配体制と見なすことがあり得る。大多数の人々がこのような認識を抱くことによる反体制勢力の伸長は、東欧社会主義圏の崩壊と類似した現象となろう。ルーマニアのシャウシェスク体制は、軍人を含む領域内の住人の大部分が自由民主主義を代替体制と認めたことで崩壊した。北朝鮮の人々にとっては韓国が代替体制である。

23 この点については、北朝鮮が常に米韓側の大規模な反撃に対する抑止力を確保した上で、挑発的行動をしてきたと指摘する次の研究から多くの示唆を得た。Narushige Michishita, *North Korea's Military-Diplomatic Campaigns, 1966—2008*, (New York: Routledge), 2010, pp.193-194.

24 Ibid., pp.106-107.

そもそも民族内に体制は本来1つであるべきであり、かつ韓国は明らかに経済的な成功をおさめている。それでも北朝鮮は内部に圧倒的多数の韓国支持者が発生する事態を回避し続けている。二者択一の体制選択を人々に迫るこの政治競争で北朝鮮が、経済の劣勢にもかかわらず示してきた優位性は、大国に対する自主という規範的価値の実現だった。

韓国は経済的繁栄という規範を満たしたが、盟邦の米国との原子力協定などのため北朝鮮ほど自由に核開発をできない。米国による制約への不満を反映する「核主権」<sup>25</sup>という韓国の用語が示す通り、核開発における民族の自立性という規範的価値は南北で共有されている。

核で米国に挑戦することを通じて北朝鮮は、半島全体を舞台とする韓国との体制間競争で優位な争点を設定してきたのである。外敵たる米国との対決は、外敵に自立性を譲った内部の敵として韓国を否定する闘争でもある。そうであるが故に北朝鮮が独立して存在し続ける正統性の源泉、自立性という争点における韓国に対する優勢を示すことになる<sup>26</sup>。このときの核外交は軍事力を用いた南との規範充足の競争である。

明らかに北朝鮮は、韓国との規範充足の競争に必要な外敵役としての米国を求めている。これまでの核実験で北朝鮮は米国の脅威を主張し敵対したが、米国の脅威が迫ってきたのではない。米国が敵役として登らざるを得ない舞台を北朝鮮が一方的に作り出したのである。

まず初回の核実験の場合、北朝鮮は安保理における米国主導の強い反応を引き出しつつミサイル発射を行い、狙い通り発せられた安保理決議を民族自立への威嚇と定義し、それを実験の正当な理由とした。北朝鮮があえて安保理にミサイル発射への対応をさせようとしていたことは、六者会合への姿勢から読み取れる。そもそも2年前、2003年1月の北朝鮮によるNPT脱退宣言は国連安全保障理事会で議論すべきものであった。六者会合は安保理協議を回避するため中国が米国と交渉して生まれた代替物である<sup>27</sup>。

25 「核主権」欠如への不満に基づく韓国の行動については次の文献。李ジョンフン『韓国の核主権：グリーン時代、それでも原子力、再処理を成し遂げて原子力3大国に』（クルマダン、2009年）（韓国語）。

26 この点については次の論文から着想を得た。西野正巳「9・11同時多発テロ以降のアルカイダの動向」『防衛研究所紀要』（2009年12月）12巻1号、34～35頁および、同「サイド・クトゥブの社会論」『日本中東学会年報』（2002年3月）17巻1号、98～102頁。外敵を排除する思想だけで、それを標榜する過激派集団が生じたわけではない。外敵のみならず、外敵と戦う規範的価値を実現しようとする内部の支配者との闘争も正統化されて初めて過激派、つまり外敵を排する代替体制の確立を目指す集団が広まった。西野論文が示すこの因果は、忘れられがちな体制分立の必要条件を示している。外敵である米国と対決しているだけでなく、それが民族内の韓国を否定する理由となっていなければ、韓国とは別の体制を主張する北朝鮮が存在し続ける要件は満たせない。

27 倉田秀也「米中『大国間の協調』としての朝鮮半島六者会談：核不拡散政策と地域安保政策の交錯」天児慧、三船恵美編『膨張する中国の対外関係：パクス・シニカと周辺国』（勁草書房、2010年）146～147頁

北朝鮮はその六者会合を「無期間中断」(北朝鮮外務省、2005 年 2 月 10 日)<sup>28</sup>とした上で、NPT 脱退宣言の一部たる<sup>29</sup> ミサイル発射モラトリアムの停止を実行に移した。六者会合が機能を停止した状態でこれを行えば、その問題を協議する場合は基本的に安保理しかない。北朝鮮はそれを知りつつミサイルを発射し、安保理で議論せざるを得ない米国に敵役を引き受けさせようとしたのであろう。

他方で北朝鮮は、一連の動きにあたって米財務省による金融制裁の解除に向けた交渉を求めるという対外関係上の意図も明示していた<sup>30</sup>。しかしそれは交渉に至る過程でミサイルを発射すべき理由にはならない。想定以上に効果が大きい米財務省による金融制裁を、対朝政策上の負担と見なす六者会合関係者が米國務省にいた<sup>31</sup>ことを踏まえれば、瀬戸際以外に北朝鮮が交渉の機会を得る手段がなかったとは言えない。ミサイル発射につながった理由は内部要因に求められるべきである。

北朝鮮外務省スポークスマンが、いずれかの国家による「圧力」があれば「より強力な物理的行動措置」で対応するとして核実験を示唆したのは<sup>32</sup>、当初からミサイル発射の目的が核実験を正当化する「圧力」を引き出すことにあったからである。スポークスマンの立場表明は日本によるミサイル発射を非難する決議ドラフトが国連安保理に提出された<sup>33</sup>後のことだった。この段階に至って脅しにより日米が安保理決議を撤回すると北朝鮮が期待する合理的理由は全くない。

北朝鮮の立場表明の目的は決議回避ではなく、決議が出たならばそれを核実験の理由とするための事前の準備であった。実際に国連安保理決議 1695 が出されると北朝鮮は、国連憲章 7 章に基づく強制措置が含まれていなかったにもかかわらずこれを米国による「事実上の『宣戦布告』」と断じ、米韓連合軍の演習とあわせ核実験で対応すべき軍事的緊張状態が生じた証拠とした<sup>34</sup>。

北朝鮮によれば、この核実験は「わが人民が選択した」体制を破壊しようとする米国を相手に「国家の自主権」を守る戦いの一環だった<sup>35</sup>。「わが人民が選択した」として自らの体制に民族の「自主」を体現させることで、韓国はそれと対照的な「自主」

28 「朝鮮外務省、2 期プッシュ行政府の対朝鮮敵対視政策に対する立場を明らかに」『朝鮮中央通信』2005 年 2 月 10 日。

29 「朝鮮政府声明、核兵器拡散条約から脱退」『朝鮮中央通信』2003 年 1 月 10 日。

30 「朝鮮民主主義人民共和国外務省備忘録 (全文)」『朝鮮中央通信』2005 年 3 月 2 日。

31 Juan Zarate, *Treasury's War: The Unleashing of a New Era of Financial Warfare* (New York: Public Affairs, 2013), p.237 and 247.

32 「外務省代弁人、ミサイル発射は通常の軍事訓練の一環」『朝鮮中央通信』2006 年 7 月 6 日。

33 “Gist of Japan-circulated draft text of N. Korea resolution,” Kyodo News, July 6, 2006; US Department of State, “Press Briefing on North Korea Missile Launch,” July 4, 2006, 2001-2009.state.gov/p/eap/rls/rm/68547.htm, as of November 19, 2015.

34 「外務省代弁人、自衛的戦争抑止力の新たな措置、今後は核実験をすることとなる」『朝鮮中央通信』2006 年 10 月 4 日。

35 同上。

規範の違反者と規定されることになる。北朝鮮の体制間競争のための宣伝機関たる祖国平和統一委員会は、核実験までにこの目的に必要な言説を流していた。それに基づけば韓国が米軍との演習に参加することは「民族自主」に反する「外勢」への協力<sup>36</sup>であり、「核戦争」を引き寄せる米国への「追従」行為<sup>37</sup>に他ならなかった。

次に、2009年の第2回核実験もまた初回と同様、不当なる外敵の役割を米国に押しつけて実施された。まず北朝鮮は、「光明星2号」衛星を「銀河2号」ロケットにより「東海衛星発射場」で打ち上げると事前に明らかにしている<sup>38</sup>。この点では、予告なくミサイルを発射した2006年とは異なるが、対外関係の安定を企図しているわけではない。ロケット発射をするという正当性の主張は、相手の非難に応じて取り下げる理由をほとんど排除した論理構成である。そして既に採択されていた国連安保理決議1695号および決議1718号の内容から、衛星発射であってもミサイル関連技術の試験として国連安保理から非難されることも、北朝鮮には容易に予想可能だったはずである。非難の回避策としてロケット発射は合理的ではない。

案の定、ロケット発射への安保理による非難（2009年4月13日）が発せられると北朝鮮外務省は、安保理による「謝罪」がない限り、核実験とミサイル再発射をするとの立場を表明した<sup>39</sup>。安保理の「謝罪」は絶対にあり得ない<sup>40</sup>。北朝鮮外務省の立場表明の目標は「謝罪」を得ることではなく、「謝罪」がないことをもって安保理の非難を核実験の道義的な理由とすることだったのだろう。やはり「謝罪」は得られず、北朝鮮は「国家と民族の自主権と社会主義」を守る<sup>41</sup>核実験に至る。

社会主義を標榜する北朝鮮は、自由民主主義の韓国が欠く自立性の規範を充足しつつあると、核実験で一方向的に起こした米国との対決で証明しようとしていた。核実験に対する国連安保理の制裁決議1874号が発せられた翌日、北朝鮮外務省はこれを「わが共和国の自主権と尊厳に関する問題であり朝米対決だ」と規定し、プルトニウムの武器化とウラン濃縮作業の着手、および「米国とその追従勢力」による「封鎖」に「軍事的に対応」するとの立場を発表している<sup>42</sup>。「封鎖」への軍事的対応は同日の祖国平和統一委員会の談話によって、米国による自立性侵害に協力する民族内の「追従勢力」たる韓国との闘争と明確に結び付けられた。これによれば核実験への米韓軍

36 「祖平統代弁人、北侵合同軍事演習強行に警告」『朝鮮中央通信』2006年3月14日。

37 「祖平統代弁人談話、『ウルチ・フォーカス・レンズ』糾弾」『朝鮮中央通信』2006年9月2日。

38 「『光明星2号』発車準備本格的に進行：宇宙空間技術委員会」『朝鮮中央通信』2009年2月24日。

39 「朝鮮外務省声明：国連安保理謝罪がなければ追加的自衛措置」『朝鮮中央通信』2009年4月29日。

40 「謝罪」があり得ないことを前提に北朝鮮が行動していた点については、次の論考が既に指摘している。倉田秀也「核実験後の朝鮮半島」2009年8月9日、[https://www2.jiia.or.jp/RESR/column\\_page.php?id=175](https://www2.jiia.or.jp/RESR/column_page.php?id=175)

41 「地下核実験が成功裏に進行」『朝鮮中央通信』2009年5月25日。

42 「朝鮮外務省声明：プルトニウム全量武器化、ウラン濃縮作業着手」『朝鮮中央通信』2009年6月13日。

の対応措置は「南朝鮮傀儡好戦狂ども」が「米国の北侵戦争政策の突撃隊」、「核戦争の下手人」として「同族対決妄動」を起こしたものだ<sup>43</sup>。

「自主」規範充足の競争をしていたのだとすれば、そのときの核実験は軍事的な強制力ではない。韓国との政治競争の手段、つまり体制選択における人々の支持を確保する非強制力である。実際、北朝鮮の生存戦略たる「先軍政治」は、強制に依存せずに人々を動かすソフト・パワーの議論と焦点を共有しており、北朝鮮は核をその成果としている。

北朝鮮憲法前文(2012年挿入部分)によれば、冷戦終結時の「社会主義体制の崩壊」に続く危機のなか北朝鮮の金正日は「先軍政治」によって「金日成同志の高貴な遺産、社会主義の戦い取った成果を誇らしく守護」した。その際に「核保有国、無敵の軍事強国」としての地位を得たのだという。社会主義体制が軍事侵攻で崩壊したわけではない以上、先軍政治が核で防いだ事態もまたそれではない<sup>44</sup>。米国が強制力によらずにソ連・東欧社会主義圏の崩壊を達成したことは、ジョセフ・ナイによるソフト・パワー論の主要な事例でもあった<sup>45</sup>。その自由民主主義の浸透を止めた「先軍政治」の成果が「核保有国」としての地位ならば、核武装の目的もまた代替体制と闘争する概念的な力の強化にあったはずである。

### 3. 基本的人権と闘う核兵器

「世界社会主義が崩壊」するなか米国との「核対決戦を連戦連勝に導き核保有の民族史的大業」を成し遂げた「先軍革命領導」の継承。それを標榜する経済再建の方針が、3回目の核実験(2013年1月)からほどなくして朝鮮労働党中央委員会全員会議で決定されている。「経済建設と核武力建設」の「並進」路線である<sup>46</sup>。「先軍政治」の脅威認識を継承した方針だとすれば、経済再建が必要であるにもかかわらず核開発に資源を投入する理由は、ソ連・東欧社会主義圏崩壊のような事態を繰り返さないことにある。

43 「祖平統：南朝鮮の最新戦争装備増強糾弾」『朝鮮中央通信』2009年6月13日。

44 領域概念の共有による北朝鮮への韓国の脅威および、先軍政治の目標については次の論考で既に議論しており重複部分がある。渡邊武「脅威の源泉としてのアイデンティティ共有：北朝鮮の生存闘争」『海外事情』第61巻第6号(2013年6月)。また北朝鮮が先軍政治を形成する上で東欧社会主義体制崩壊を教訓としていたことについては、次の論考を参照した。磯崎敦仁「金正日とイデオロギー：北朝鮮『先軍政治』への道」慶應義塾大学法学部編『慶應の教養学：慶應義塾創立150年記念法学部論文集』（慶應義塾大学出版会、2008年）81～82頁。

45 Joseph Nye, *Soft Power: The Means to Success in World Politics* (New York: Public Affairs, 2004), pp. 48-50.

46 「朝鮮労働党中央委2013年3月全員会議」『朝鮮中央通信』2013年3月31日。

事実、「並進」決定後、2016年1月の核実験は体制の対内安全保障を確保する意図をいっそう明確にし、基本的人権を用いて民族を脅かす陰謀と闘うものとされた。「水素爆弾」実験に関する北朝鮮政府の声明によると、米国が「敵対勢力どもを糾合」して「謀略的な『人権』騒動」により体制崩壊を企図し、これに対し北朝鮮が「国家の自主権と民族の生存権」を守護すべく実施したのが実験だった<sup>47</sup>。陰謀の手段たる「人権」と核で対決する言説は、36年ぶりの開催が決定されていた朝鮮労働党大会（第7次）にも反映された。党中央委員会と当中央軍事委員会による共同スローガンは「米帝と南朝鮮好戦狂どもの狂乱的な北侵核戦争策動を破壊」し「反共和国『人権』謀略騒動を断固にぶちのめせ」と謳う<sup>48</sup>。

外敵への抑止の観点からは、人権問題と核が結びつけられる理由はない。しかし党大会で再確認された<sup>49</sup>「自主統一」は南北が分立し続ける「連邦制」、つまり基本的人権を体現する自由民主主義の北部への拡大を防止する論理である<sup>50</sup>。統一は、米国から影響され「自主」規範に反する自由民主主義の全土支配であってはならない。米国からの「国家の自主権」守護と北朝鮮の体制を守ることを同一視させる<sup>51</sup>核実験はその正しさを証明する行為となる。

北朝鮮の人権への脅威認識もまた、ソ連・東欧の体制崩壊から得た教訓に基づく韓国への懸念によって生じた。2006年11月、北朝鮮は同国の人権状況の改善を求める国連総会決議の採択を前に、米国とその追従性力が旧ソ連と東欧諸国に行った「ヘルシンキ・プロセス」と同様な「人権外交」の企図であると決議を非難した<sup>52</sup>。ヘルシンキ最終文書（Helsinki Final Act）において東側が認めた基本的人権がやがて、東側内部で代替体制の概念たる自由民主主義の受容につながった<sup>53</sup>。このヘルシンキ・プロセスこそが、先軍政治とソフト・パワー論<sup>54</sup>の共有する事例と言ってよかろう。北朝鮮がこのような用語で非難を展開した2006年の決議がそれまでと異なっていたのは、韓国が初めて賛同に回ったことだった。

47 「朝鮮政府、主体朝鮮の初水素弾試験完全成功」『朝鮮中央通信』2016年1月6日。

48 「朝鮮労働党中央委員会、朝鮮労働党中央軍事委員会共同スローガン：朝鮮労働党第7次大会に際して」『労働新聞』2016年2月18日。

49 朝鮮労働党第7次大会「朝鮮労働党第7次大会決定書：朝鮮労働党中央委員会事業総和に対して」（2016年5月8日）3項（朝鮮語）、「絶世偉人の崇高な愛国愛族の意思と不滅の祖国統一大綱を高く掲げて自主統一偉業の最終勝利を前倒しよう：朝鮮民主主義人民共和国政府、政党、団体共同声明」『労働新聞』2016年5月17日。

50 「自主統一」の内容については「高麗民主連邦共和国創立方案」朝鮮労働党第6次大会報告（1980年10月10日）（朝鮮語）。

51 「朝鮮政府、主体朝鮮の初水素弾試験完全成功」『朝鮮中央通信』2016年1月6日。

52 「朝鮮中央通信社論評『人権決議』を断固として排撃する」『朝鮮中央通信』2006年11月22日。

53 Daniel Thomas, *The Helsinki Effect: International Norms, Human Rights, and the Demise of Communism*, (Princeton: Princeton University Press, 2001) pp.224-256.

54 Nye, *Soft Power*, p.118.

基本的人権が人々に自由民主主義を選択させる政治的概念だと捉えていたとすれば、北朝鮮は韓国の人権決議支持を、南北首脳会談共同声明（2000 年 6 月 15 日）における共存合意からの逸脱と理解したはずである。首脳会談は、当時の金大中・韓国大統領がベルリンを訪問し統一よりも平和共存を目指すと宣言して<sup>55</sup>初めて実現した。首脳会談共同宣言で金大中大統領は、韓国側の統一構想と共通性があるとして北朝鮮の体制が残存した状態を統一と見なす「連邦制」の正統性も認めている<sup>56</sup>。これは北朝鮮にとり、東ドイツを崩壊させた自由民主主義の社会主義圏内への浸透、ヘルシンキ・プロセスを韓国が再現させようとしないうという消極的安全保証に他ならない。

人権概念の波及がヘルシンキ・プロセスの推進要因であった以上、競合体制たる韓国が国連人権決議に賛同することはこの安全保証の信頼性を著しく傷つける。2007 年の盧武鉉・大統領との第 2 回南北首脳会談で北朝鮮の金正日は「内部問題に干渉しない」原則<sup>57</sup>として、今後の人権決議に賛同しないと韓国側に約束させようとした。北朝鮮が盧武鉉政権に伝えた立場によれば「歴史的な北南首脳会談をした後」に韓国が人権決議を支持するなどあってはならなかった<sup>58</sup>。結局、韓国政府は再び決議を支持したが、その際に統一部長官などが支持に反対した理由は「内政干渉」になるとのことだったという<sup>59</sup>。これは首脳会談共同宣言で合意した「内部問題に干渉しない」原則のことだろう。

北朝鮮は共存合意の立て直しに失敗したとあってよい。それから 2 年後の核実験（2 回目）までに、韓国の北朝鮮地域における人権推進の姿勢は、国連総会決議のみならず、統一政策に直接現れるようになった。2008 年に就任した韓国の李明博大統領は、北朝鮮の「基本的人権は人類の普遍的価値の次元から接近する」と統一構想で明示している<sup>60</sup>。また大統領は、南北問題が「排他的な民族主義」で解決できないとし、「民族内部の問題であると同時に国際的問題と見なければならぬ」とも述べた<sup>61</sup>。北朝鮮はこの姿勢を 2000 年の南北首脳会談共同宣言にある「わが民族同士」の理念、すなわち「自主統一」合意への違反だとして強く詳細に非難している<sup>62</sup>。北朝鮮は、韓国が半島北部にも適用しようとする基本的人権を、明確に「自主統一」の反対概念として捉え

55 韓国統一部「金大中大統領ベルリン宣言：韓半島の平和と統一のための協力宣言」（2000 年 3 月 9 日）、1 頁（韓国語）。

56 「南北共同宣言」（2000 年 6 月 15 日）1～2 項（韓国語）。

57 「南北関係発展と平和繁栄のための宣言」（2007 年 10 月 4 日）2 項（韓国語）。

58 宋旻淳『氷河は動く：非核化と統一外交の現場』（チャンピ、2016 年）452 頁（韓国語）。

59 同上、448～449 頁。

60 韓国統一部『共存と繁栄の対北政策：韓半島平和統一がいっそう近づきます』（2008 年 8 月）7 頁（韓国語）。

61 韓国文化教育観光部『李明博大統領演説文集第 1 巻』（韓国大統領室、2009 年）53 頁（韓国語）。

62 「祖平統書記局詳報、北南合意を覆す李明博一党の犯罪行為」『朝鮮中央通信』2008 年 7 月 5 日。

懸念したのである。

北朝鮮はこの時、自由民主主義による民族「自主」侵犯に抗する闘争を、核実験によって現出させる決断を既にしていたのかもしれない。韓国が「自主統一」合意に違反したとの批判を北朝鮮は次の論理につなげていた。(1) 南北共存からの逸脱は韓国が外敵に加担する行為であり、(2) 当該外敵から民族全体を守るのが北朝鮮の核兵器である。これによれば米国とともに非核化を要求した李明博政権は「わが民族に核戦争脅威の危険性を恐ろしく作り出す」米国に加担したのであり「民族すべてを保護する我々の核戦争抑止力」を取り上げようとしたのと同じであった<sup>63</sup>。

半年足らず後、既述の通り北朝鮮は2回目の核実験の理由となる外敵の脅威を引き出すためのロケット発射に乗り出すことになる。韓国による人権、すなわち自由民主主義を普及させる企図は、北朝鮮に核実験の動機を与えたのであろう。実験後に開かれた党や軍、勤労団体等の幹部による「第2次核実験成功慶祝平壤市群衆大会」では核実験の成功が「自主権と社会主義を守護」するものと高く評価され「米帝国主義者」に追従する「南朝鮮保守勢力」の「反共和国敵視政策」にもかかわらず軍隊と人々が「自主の道、先軍の道」を前進すると強調されている<sup>64</sup>。「民族すべて」の敵に加担する韓国との対決という言葉が核実験で現出され、それを北朝鮮は自由民主主義の支配から北部を守る「自主統一」を支持すべき理由として人々に流布したのである。

#### 4. 体制生存と経済利益の乖離

自由民主主義という浸透する脅威に直面するにつれて、北朝鮮の生存戦略における経済利益の優先度は低下していった。この因果を強く示唆するのは第1に、経済に資源を集中させない「併進」路線がソ連・東欧の崩壊という対内安全保障上の脅威を理由としていたことである。第2に、北朝鮮の金正恩が「併進」路線を採用したとき、韓国はソ連東欧圏崩壊プロセス再現の企図を明確にしていた。

金正恩が対峙した朴槿恵政権の掲げた「信頼プロセス」構想は、名称自体がヘルシンキ・プロセス再現の意図に基づいていたと言ってよい。大統領候補であったとき朴槿恵は米紙に寄稿し、欧州ヘルシンキ・プロセスのように南北朝鮮と周辺国間の緊張

63 同上。

64 「第2次核実験成功慶祝平壤市群衆大会」『朝鮮中央通信』2009年5月26日。

を緩和すると主張していた<sup>65</sup>。大統領就任後に掲げられた「信頼プロセス」の公式解説も、冷戦終結のころに提唱された自由民主主義体制による統一国家、「韓民族共同体」建設が目標だと強調しており<sup>66</sup>、「信頼プロセス」に基づく北東アジア政策構想はヘルシンキ・プロセスとの類似性に直接言及している<sup>67</sup>。

これに対応する上で「並進」路線は合理的だった。政治体制の選択は二者択一である。自由民主主義よりも優越していない限り北朝鮮は、韓国に吸収されることになり得る。経済的利益を損なって核兵器開発を継続する北朝鮮を不合理だとする見方は、向上と優越の違いを度外視しているのだろう。改革開放で経済を向上させても北朝鮮が、先進的な韓国に優越する見込みはない。核によって充足される「自主」規範においてのみ、北朝鮮は韓国に優越することができる。経済復興に資源を集中すべく核開発を止めることは体制生存にとっては致命的であり、従って経済向上は核開発と「並進」するしかない。

「併進」以前から北朝鮮は経済的苦境の脱却を体制生存と同一視していなかった。確かに、北朝鮮が核実験という一歩を踏み出した契機は、2006年の米国のバンコ・デルタ・アジア銀行(BDA)に対する金融制裁だったのかもしれない。それでも北朝鮮は失った資金の回復を最優先にしていたわけではない。北朝鮮が尽力したのは「緋文字」(scarlet letter)、つまり存在に正統性がないとの烙印を取り除くことだった<sup>68</sup>。米側は体制を支える重要な資金源への打撃としてBDA制裁を実施した<sup>69</sup>にもかかわらず、制裁解除の過程で北朝鮮が要求した金額は少額で米国側を困惑させたのである<sup>70</sup>。

経済利益を体制生存と同一視しない傾向が強まり始めたのは、BDA制裁よりも少し前、盧武鉉政権期の韓国による電力提供の申し出、「重大な提案」への対応からだろう。提案の契機は北朝鮮による六者会合無期中断の宣言である。理由にあがったのは、2期目でもブッシュ政権が「暴政の前哨基地」(outpost of tyranny)として体制転換の対象にしたことだった<sup>71</sup>。このとき会談継続のインセンティブとして盧武鉉政権が北朝鮮に示した「重大提案」は、北朝鮮の不安をむしろ増幅する内容だった。「合意された枠組み」

65 Park Geun-hye, "A Plan for Peace in North Asia; Cooperation among Korea, China and Japan needs a correct understanding of history," *The Wall Street Journal*, November 13, 2012.

66 韓国統一部『韓半島信頼プロセス』(統一部政策協力課、2013年)P.20(韓国語)。金大中および盧武鉉も直接「韓民族共同体構想」を否定しなかったが、統一にかかわる政策構想で言及することは控えていた。

67 ROK Ministry of Foreign Affairs, *Northeast Asia Peace and Cooperative Initiative: Moving beyond the Asian Paradox towards Peace and Cooperation in Northeast Asia*, 2013, p.13.

68 Zarate, *Treasury's War*, p.255.

69 *Ibid.*, p.229.

70 *Ibid.*, p.255.

71 「朝鮮外務省：2期ブッシュ行政府対朝鮮敵対政策に対処する立場を明らかにする」『朝鮮中央通信』2005年2月11日。

で約束された軽水炉が提供されず電気が得られない北朝鮮に、韓国が送電するというのである。北朝鮮は体制転換を引き起こし得る代替体制たる韓国に電気を依存することになる。

「重大提案」が会合再会に貢献したと盧武鉉政権当時の政府高官は回顧しているが<sup>72</sup>、第4回六者会合共同声明で「重大提案」に言及しているのは韓国だけで、北朝鮮は肯定的な反応を全く公にしていない<sup>73</sup>。「動力主権」を南に渡したくない北朝鮮は提案に留保的姿勢をとったという矛盾する記述も同高官の回顧にはみられる<sup>74</sup>。これは支援受け入れの拒否とってよい。経済支援が相手の生存を脅かし得るということ、つまり自らが相手に与えている脅威について盧武鉉政権内に理解の不足があったのであろう。北朝鮮は電力よりも、敵対する自由民主主義体制からの自立を優先したのである。

その後、韓国が北朝鮮地域への基本的人権の適用など、ヘルシンキ・プロセス再現の意図があると読み取れる行動をとるにつれ、北朝鮮は経済利益の優先度をいっそう引き下げていくことになる。北朝鮮は新たな支援提案のみならず、継続的に得ていた既存の経済利益も自ら手放す行動をとり始めた。それが2013年の核実験と「並進」決定に続く、開城工業団地（韓国企業が北朝鮮域内で操業する南北協力事業）からの北朝鮮側従業員撤収である（同年4月から9月上旬まで継続）。

外貨収入を犠牲にする開城工業団地の稼働中断により北朝鮮が注力したのは、自らが韓国に依存する劣等な体制との言説を排除することだった。閉鎖を警告する祖国平和統一委員会の声明によれば、北朝鮮は核実験で対決して見せても「金づる」である開城工業団地には手を付けられないとする韓国側の議論は「傀儡一党と御用マスコミ」による体制の「尊厳」に対する冒とくである<sup>75</sup>。このような非難の上で行われた撤収は、北朝鮮を自立した主体と見なさない韓国から流布される認識の根拠を、具体的行動で否定するものとなった。

従業員撤収の宣言は「南朝鮮保守勢力」として、朴槿恵政権の国防長官を非難する形をとった<sup>76</sup>。しかし北朝鮮が開城工業団地での韓国依存が正統性への傷となると懸念を強めたのは5年あまり前の盧武鉉政権期からである。開城工業団地の閉鎖は特定政権に限らず、韓国が共存合意からかい離していく長期的傾向への北朝鮮側の懸念が

72 李鍾奭『刃上の平和：盧武鉉時代の統一外交安保備忘録』（ケマコウォン、2014年）313頁（韓国語）。

73 この点を指摘した論考として、防衛研究所「朝鮮半島：対米中関係の模索」『東アジア戦略概観2006』（防衛研究所、2006）70頁。

74 李鍾奭『刃上の平和』320～321頁。

75 「中央特区開発指導総局、南朝鮮の策動が継続するなら工業地区閉鎖」『朝鮮中央通信』2013年3月30日。

76 「開城工業地区事態と関連する重大措置をとることに対して：金養建党中央委員会秘書の談話」『朝鮮中央通信』2013年4月8日。

帰結したものだった。

盧武鉉政権末期、韓恵洙・国務総理は米韓自由貿易協定で開城工業団地の産品を韓国製と定義することの正当性を主張するなかで、この扱いは半島全土を韓国領と見なす韓国憲法3条の規定と一致するという趣旨の発言をした<sup>77</sup>。北朝鮮は、この見方が「我々の主権を重大に侵害」していると指摘し、それは「わが民族同士」理念に基づく「自主統一時代」にあわず、2000年の南北首脳会談共同宣言を否定するものだとも糾弾していた<sup>78</sup>。

実は、2013年の核実験前に金正恩が「新年辞」強調していたのも「自主統一」の実現と、2回にわたる南北首脳会談共同宣言を徹底して履行するための闘争だった<sup>79</sup>。その後の開城工業団地の閉鎖警告は、「傀儡一党」たる韓国大統領府や韓国軍基地を焦土化とする政府声明と同日に出された<sup>80</sup>。開城工業団地の閉鎖は、核実験によって米国を敵に回す「自主権」守護の戦いを「傀儡」韓国との闘争に意図的に転化した上で実行されたのである。

共存合意に反し浸透してくる韓国を排除する「自主」を証明する核実験が行われ、そのために開城工業団地という経済利益は犠牲にされた。軍事力による規範充足が経済に優先する「併進」が最初に適用されたのは、この核実験だったと言って良い。「併進」路線は「核兵器は米国のドルと交換しようとする商品」でも「経済的な取引対象」でもないと明らかにしていた<sup>81</sup>。内部の脅威に対する体制生存の合理性の故に、経済的不利益にもかかわらず核兵器開発が継続していくことになる。

## 結語

核兵器の取得は北朝鮮の抑止力を強化するだろう。その点を本稿は否定していない。しかし非核化を拒否する理由としては、抑止力よりも喫緊の問題があるように思われる。軍事的なハード・パワーの放棄はソフト・パワーの減退も伴う<sup>82</sup>。強大な軍事力の顕示も、他者の選好を形成する効果を持つからである<sup>83</sup>。核兵器を放棄すれば北朝鮮は、経済強国たる韓国に優越できるものを何も人々に示せない。

77 「開城原産地大きな見方の違い:韓国は『北朝鮮核問題が解決されればすべて韓国産』、米国は『認められない』」『国民日報』2007年4月4日(韓国語)。

78 「祖国平和統一委員会代弁人、開城製産地問題の妄言は我々の主権を侵害」『朝鮮中央通信』2007年4月7日。なお、開城工業団地に関するこの論争は、次の論考でも一度言及している。渡邊武「脅威の源泉としてのアイデンティティ共有:北朝鮮の生存闘争」『海外事情』第61巻第6号(2013年6月)。

79 金正恩「新年辞」『労働新聞』2013年1月1日。

80 「朝鮮政府、政党、団体、先軍朝鮮の警告を思い知ることになると強調」『朝鮮中央通信』2013年3月30日。

81 「朝鮮労働党中央委2013年3月全員会議」『朝鮮中央通信』2013年3月31日。

82 Nye, *Soft Power*, p.9

83 Joseph Nye, *The Future of Power*, (New York: Public Affairs, 2011), p.40; Nye, *Soft Power*, p.26.

北朝鮮の生存は、同一民族内の人々に韓国との二者択一を求める体制間競争にかかっている。韓国が実現できない偉大なる自立国家の姿を見せつける核実験は、体制間競争の優位な争点を作り出す行動だった。韓国を「傀儡」とする対米「自主」闘争により可視化される対立軸においては、金日成以来の体制が唯一正統な選択肢となる。

実は本稿がセーガンの3仮説のうち、科学者などのロビーを核開発の決定的要因と見なす国内政治モデル（domestic politics model）を取り上げない理由はこれに関連している。民族「自主」の敵として排除されていった体制を代替し得る勢力は、韓国だけではない。体制の指導者を代わり得る、集団指導を担うと目されていた人物はすべて消されていった。3回目の核実験が行われた2013年、米韓の陰謀に乗りクーデタを企図したとして処刑された張成沢がその最後である<sup>84</sup>。体制唯一たるべき指導者から独立した政治勢力が内部に発生し、その勢力が非核化の拒否という国家の方針を決めてしまう国内政治モデルの適用性は考えがたく、事実それを示唆する事象も見つけられなかった。

ソウルを「火の海」とする非核兵器による既存の抑止は依然として、対外安全保障として十分に機能している。核が致命的に重要なのは体制の生存、対内安全保障においてである。NSAを求めない北朝鮮の姿勢は、核による米国との相互抑止をむしろ望んでいることを強く示唆する。経済で韓国に優越できる見込みがない以上、体制生存への努力において経済利益が核を凌駕する優先順位を持つこともない。経済利益の供与が非核化につながらない所以である。体制間の共存が、核危機収束の条件となろう。NSAと経済的利益に大きく依存してきた不拡散のあり方が、大きな転換期を迎えている。

（わたなべたけし アジア・アフリカ研究室主任研究官）

84 韓国浸透への脅威認識と張成沢処刑の関連については、次を参照されたい。渡邊武「張成沢処刑に見る北朝鮮の独裁、体制の変わらぬ図式」『WEDGE』第26巻2号（2014年2月）

